

武蔵村山市
チャレンジクラスの運営に係る
ガイドライン

令和7年4月改訂
武蔵村山市教育委員会

①チャレンジクラスの概要

I 設置の基本的な考え方

本市としては、今までも不登校児童生徒に対する様々な取組を行ってきた。一方で、未だ本市の不登校生徒が増加傾向にあり、その要因や背景は複雑・多様化している。そこで、「教育機会確保法」の趣旨等を踏まえ、以下の基本的な考え方のもと、不登校生徒に対する最大限の配慮を講じる「チャレンジクラス」を中学校1校に設置する。

<基本的な考え方>

- ① 校内外の体制整備
- ② 創意工夫ある教育課程の編成
- ③ 創造性ある教育環境の整備

II 設置の趣旨

本市に「チャレンジクラス」を設置することにより、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行う。

III 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）、ゆうゆう教室（適応指導教室）との違い

	チャレンジクラス	ゆうゆう教室	学びの多様化学校
対象	中学生	小・中学生	小・中・高生
出席	出席日数に含める （体験入級中は在籍校校長の判断）	要録上、出席扱い（体験期間も同様） （在籍校校長の判断）	出席日数に含める
指導体制	本学級の配置教員 （または、校内体制で校内の教員）	ゆうゆう教室指導員	多様化学校の配置教員
学習について	生徒の状況によって、様々な教科や体験活動を充実させる	自学自習を中心とした学習指導	各校の教育課程に則った学習を行う
定期考査	通常の学級と同じものを受験（受験科目は選択可）	原則、行わない	各校で作成、実施
個別支援計画の作成	学級で作成	作成しない	学校ごとに異なる
特別な支援を必要とする生徒の場合 （特別支援学級在籍者の利用）	学級では自立活動等の指導はできないことを理解していただいたうえで入室 （なお、固定級適と就学支援委員会で判断された生徒、またはすでに在籍している生徒については検討）	自立活動等の指導はできないことを理解していただいたうえで入室 （なお、固定級適と就学支援委員会で判断された生徒、すでに在籍している生徒については、相談を受けたうえで要検討とします。障害特性の改善につながる指導は行わない）	各校の教育課程に則る
特別支援教室の利用	原則として不可	不可	学校ごとに異なる

昼食	給食	お弁当の持参	給食
自転車通学	条件付き可（規約あり）	条件付き可（規約あり）	学校ごとに異なる
服装	標準服もしくはジャージ（標準服は制服バンクを活用可能）	私服可	私服の学校が多い

IV 校内別室との違い

校内における別室指導を利用している不登校生徒は通常のクラスに在籍するが、チャレンジクラスに通っている不登校生徒はチャレンジクラスに在籍している。また、校内別室では支援員等が見守りなどを行うが、チャレンジクラスには、教員が配置され授業を行う。その結果、不登校生徒の自学自習を主とした居場所としての機能が大きい校内別室に比べ、チャレンジクラスでは、不登校生徒の学習内容の定着を一層図ることが出来る。

②チャレンジクラスの目的と運営方針

I チャレンジクラスの目的

武蔵村山市教育委員会は、東京都教育委員会が実施する「チャレンジクラス配置事業」に基づき、市内中学校において、不登校生徒を対象とした、教職員定数配置基準に基づいた教員を配置する「チャレンジクラス」を設置し、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行い、以下の1～3を達成することを目的とする。

1 登校日数の増加

チャレンジクラスに在籍する生徒の登校日数が、在籍前の年度に比べて増加するようにする。

2 学習内容の定着

不登校生徒一人一人の学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めることで、教員を配置するチャレンジクラスに在籍する生徒が学習内容を確実に身に付けることができるようにする。

3 学校内外の機関等による相談・指導等を受けていない生徒の解消

不登校生徒を専門機関等に関わることができるようにし、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）の長期欠席に関する調査項目の中にある「学校内外の機関等による相談・指導等を受けていない生徒数」の数値を0にする。

II チャレンジクラスの設置

チャレンジクラスは、上記②-Iの目的を達成するため、以下のとおり設置する。

1 設置校

武蔵村山市立第三中学校（以下、設置校という。）

2 対象者

チャレンジクラスの対象者は、市内中学校等に在籍する生徒（次年度設置校に入学予定の児童を含む）のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当するものとする。ただし、不登校の原因が、本人の問題行動にあると認められる場合には、この限りではない。

(1) 年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）

(2) 断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる者

3 設置場所

チャレンジクラスは、設置校の校内に設置する。在籍生徒の学年、人数及び実態に合わせ、1教室をパーティションで分割するなどして対応する。また、在籍生徒の実態に応じ、心理的負担を軽減するため、できる限り設置校の他の生徒と会わずに登下校や教室移動等ができるよう、出入り口や移動経路を工夫する。

4 教員配置

教職員定数配置基準に基づき、配置校の学校規模により3～6人の教員が、チャレンジクラスに配置

される。進路選択を想定した学習指導や授業時数等を鑑み、国語・社会・数学・理科・外国語を専門とする教員の配置を行うなど、設置校内で授業担当者を調整する。また、チャレンジクラス配置教員は、設置校の教員として配置されるとともに、異動に関しては校内人事とする。

Ⅲ 設置校全体の取組

設置校は、上記②-Iの目的を達成するため、以下の取組を行う。

Ⅰ 校内体制の強化

(1) 不登校生徒の情報収集及び校内で統一した対応

不登校生徒について、チャレンジクラス担当教員、教科担任、養護教諭、SC、SSW、在籍していた小学校の担任等から、アセスメントに必要な情報（欠席等の状況、本人の様子、友人関係、家庭状況、これまでの支援内容等）を収集し、不登校生徒への対応について校内で統一した方針で行う。

(2) 支援会議の企画、運営等

支援会議にはチャレンジクラス担当教員も参加し、学級の取組を全教職員に周知し、校内における協力体制を構築する。

(3) 校内研修の企画、運営等

不登校についての理解を深め、不登校生徒への適切な対応を行うため、チャレンジクラス担当教員等を活用した校内研修の企画・調整及び運営を行う。

(4) チャレンジクラスの取組についての市内への普及・啓発

チャレンジクラスのよさ等について、教育委員会と連携しながら市内小・中学校の児童・生徒、保護者に周知する。教員については、不登校担当コーディネーター連絡会や、夏季教職員研修会を活用し、取組を周知する。

また、設置校内外の不登校児童・生徒が、チャレンジクラスへの入級を検討できるよう、チャレンジクラスの取組や入級の手順についても周知する。

2 個々の不登校生徒への支援

(1) 不登校生徒や保護者への対応の強化

関係機関等と連携し、不登校生徒への電話連絡や家庭訪問、保護者との面談、別室支援した不登校生徒への対応等の強化を図る。

(2) SC、SSWや関係機関等との連携

必要に応じて、不登校生徒やその保護者がSCに相談するための場を設定する。家庭への支援が必要な場合は、SSW等と連携し、保護者に関係機関を紹介する。

Ⅳ チャレンジクラスの運営の在り方

チャレンジクラスは、上記②-Iの目的を達成するため、設置校校長の権限の下、以下のように運営する。

Ⅰ 入級手順

チャレンジクラスには、以下の手順で入級する。

(1) 保護者は、在籍校長に入級希望を伝え、面談する。

(2) 在籍校長は、入級希望者について、設置校校長及び、市教育委員会教育指導課に報告する。

(3) 保護者は、入級申請書（様式Ⅰ）を在籍校長に提出し、在籍校長は保護者から提出された入級申請書を市教育委員会に送付する。

- (4) 設置校は、保護者と日程を調整し、生徒（児童）及び保護者が設置校を見学する。
- (5) 生徒は、2週間程度の体験入級を行う。
- (6) 生徒、保護者及びチャレンジクラス担当教員は、体験1週間程度の時点で三者面談し、入級の意向確認をする。必要に応じて、面談にはスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）等の心理職、教育相談室スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）や関係機関職員も参加する。
- (7) 市教育委員会は、入退級審査会を開催する。
- (8) 市教育委員会は、校内別室学級入級許可（不許可）決定通知書（様式2）を保護者に送付する。
- (9) 設置校以外に在籍している生徒については、在籍校及び設置校が通常どおりの転出入の処理を行う。

2 体験入級

保護者から入級申請書の提出があった場合には、体験入級を以下のように実施する。

- (1) 体験入級は2週間程度とする。各日最低1時限以上行うこととし、日程については連続する必要はない。ただし、設置校校長の判断により、変更することができる。
- (2) 体験入級中の出欠席の取扱いについては、在籍校長が判断をすることとする。在籍校においては出席停止等の扱いをするなどの配慮を行う。

3 入退級審査会

チャレンジクラスへの入退級等に関する適正な審査を行うため、チャレンジクラス入退級審査会（以下、「審査会」という。）を置き、以下のように実施する。

- (1) 審査会は、次に掲げる事項に関する審議を行う。
 - ア チャレンジクラスへの入級又は退級に関すること。
 - イ その他、市教委員会が審査会において審議する必要があると認めること。
- (2) 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - ア 設置校校長
 - イ チャレンジクラスの担当教員
 - ウ 入級希望生徒の担任
 - エ 教育委員会 指導・教育センター担当課長
 - オ 教育委員会 教育指導課指導主事
- (3) 審査会に委員長を置き、委員長は設置校校長をもって充てる。
- (4) 委員長は、審査会を統括する。
- (5) 教育委員会は、在籍校・担任等から申請内容について詳細を聞き取り、報告を行う。
- (6) 教育委員会は、必要に応じて、チャレンジクラスへ入級を希望する児童・生徒が在籍する学校の校長不登校担当コーディネーター等の審査会への出席を求めることができる。
- (7) 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

4 入級審査

入級にあたり、審査基準は次の(1)～(4)を満たすことを原則とする。

- (1) 体験期間中、オンライン対応も含めおおそ6割以上参加していること。ここでいう、「参加」とは、1日のうち1時限でも参加できた場合とする。
- (2) 生徒、保護者ともにチャレンジクラスに入級することを同意していること。
- (3) 生徒が通学に対して意欲的であり、学習に取り組むことができること。
- (4) 自力で通学が可能なこと。

なお、特別な支援を必要とする生徒は、教員を配置するチャレンジクラスにおいて自立活動等の特別な支援が十分に受けられないことを保護者が了承した上で、審査会において認められた場合は入級できるものとする。

5 新入学生徒(小学校6年生児童)について

原則、上記による対応で入級が適するかどうかを検討する。入級に当たっては当該児童及び保護者への十分な説明を設置校及び在籍校から行うとともに、チャレンジクラスの体験については、設置校、現籍校、対象児童家庭との間で調整し、可能な限り実施する。

なお、次年度希望人数に応じて、説明会を設置校で実施する。

6 教育課程

チャレンジクラスは個別の教育課程に基づき、指導においては不登校生徒一人一人の実態に応じた支援を行うため、以下の配慮を行う。

- (1) 不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるゆとりある生活時程を実現し、不登校生徒の実態に応じた支援を行うため、設置校の2校時から5校時(水曜のみ4校時)に当たる週当たり19時間を目安とする時間割を作成し、授業を実施する。
- (2) チャレンジクラスでは、1学級ごとに授業を行うことを基本とするが、設置校校長の判断により、複数学級合同の授業を行うことができる。
- (3) チャレンジクラスでは、年度当初(又は入級当初)に生徒及び保護者と面談し、個別の教育課程を作成する。

7 退級審査

チャレンジクラスからは、以下の手順で退級する。

- (1) 保護者は、設置校校長と面談を行い、退級希望を伝える。
- (2) 設置校校長は、退級希望者の情報について、市教育委員会教育指導課に報告する。
- (3) 保護者は、退級届(退級様式1)を設置校校長に提出し、設置校校長は、保護者から提出された退級届を教育委員会に送付し、報告する。
- (4) 教育委員会は、審査会を開催する。
- (5) 教育委員会は、退級決定通知書(退級様式2)を保護者に送付する。
- (6) 設置校以外の学区域に居住している生徒については、設置校及び旧在籍校(又は転出先の学校)が通常どおりの転出入の処理を行う。

8 通常の学級との交流

通常の学級の授業、学校行事、部活動については、生徒及び保護者の要望があれば、設置校校長の判断により参加できる。

9 授業について

- (1) 原則としてチャレンジクラス配置教員によって授業を実施する。ただし、通常の学級の教員も校務上支障がなければ授業を実施する事もできる。
- (2) 原則として1学級ごとの授業を基本とするが、個別の状況に応じて複数学級での授業や、個別での授業を実施することもできる。
- (3) 授業内容は学習指導要領に即しながら、個別の教育課程を基に、学びなおし等柔軟に対応する。
- (4) 原則として教員や支援員によるTT等、複数体制での指導を行う。

10 評価について

- (1) 授業内容や授業時数の関係により、通常の学級と同様の評価はできないことから、原則として文章

での評価を行う。

- (2) 数値での評価を行う場合は、本人、保護者、担任、主任との面談を行ったうえで、管理職の判断のもと行う。また、数値での評価を行う場合は通常の学級と同じ内容の定期考査を受験する事を条件とする。
- (3) 評価に関しては、チャレンジクラス内の授業での取り組み、チャレンジクラス内でのテストの内容、定期考査の内容（ここでの定期考査は通常の学級と同じものを指す）等を踏まえる。ただし、数値での評価を行う場合は、学習指導要領における該当学年以外の内容に関しては評価物として含めない。

11 その他

- (1) 会計はチャレンジクラス会計として行う。
- (2) 修学旅行等の積み立ては原則として行わない。ただし、保護者からの要望があった場合は、通常の学級と同じものを紹介する。
- (3) 校外学習等、通常の学級と同じ行事に参加する場合は、チャレンジクラスの生徒の安全を確保できるかつ、チャレンジクラスの運営に支障がない人数の教員数で引率を行う。
- (4) 本ガイドラインに記載されていない事項については、原則、通常の学級の規定に基づくものとする。
- (5) 本ガイドラインは毎年改訂を行う。

武蔵村山市
チャレンジクラスの運営に係るガイドライン

令和6年4月1日発行

令和7年4月1日改訂

武蔵村山市教育委員会教育指導課

電話 042-565-1111

(内線 435・438)

